⑶　当該購入物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績若しくは納入実績があることを証明した者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
⑹　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目
北海道開発局事業振興部機械課機械予算係
岩本　秀治　電話011―709―2311　内線5399
⑵　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
上記３⑴の問い合わせ先に同じ。
⑶　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑷　電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限　平成23年３月22日16時00分
⑸　電子入札システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成23年４月13日16時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成23年４月14日10時30分　北海道開発局事業振興部機械課
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masami Matsumoto, Director of Development Administration Department, Hokkaido Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be manufactured : Purchase and Install Software for Telecommunication Systems 1 set
⑷　Delivery period : 16 March 2012
⑸　Delivery place : The place specified by the Obligating Officer
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders of the “manufacture of product” or “sale of product” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2010・2011・2012
③　have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑤　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau
⑥　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 p.m. 22 March 2011
⑻　Time limit for tender : 4 : 00 p.m. 13 April 2011
⑼　Contact point for the notice : Shuuji Iwamoto, Machinery Budget Section, Machinery Division, Hokkaido Regional Development Bureau, Nishi 2-Chome, Kita 8-Jo, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5399

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年２月17日
独立行政法人勤労者退職金共済機構
一般の中小企業退職金共済事業等勘定
給付経理契約担当役　理事　菅原　晴樹
◎調達機関番号　583　◎所在地番号　13
1　競争入札に付する事項
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達件名及び数量　退職金機構ビル及び同別館で使用する電気
ア　退職金機構ビル　予定契約電力　409kW、予定使用電力量　1,249,400kWh
イ　同別館　予定契約電力　53kW、予定使用電力量　83,100kWh
⑶　使用期間　平成23年４月１日から平成24年３月31日
⑷　需要場所　東京都港区芝公園１丁目７番６号　退職金機構ビル及び同別館
⑸　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当機構が提示する予定契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑹　落札者の決定方法　予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
2　競争参加資格　次に掲げる要件を全て満たすこと。
⑴　独立行政法人勤労者退職金共済機構における一般競争（指名競争）参加資格（物品の販売）において、「A」又は「B」等級に格付けされている者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札期日までに競争参加資格審査を受け、当該等級に格付けされた者であること。
㈱　競争参加資格の申請がお済みでない方は、独立行政法人勤労者退職金共済機構のホームページをご覧のうえ、申請の手続きを行ってください。
ホームページアドレス
http://www.taisyokukin.go.jp/supply/index.html
⑵　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。